

平成29年第2回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

平成29年5月26日 開会

平成29年5月26日 閉会

奈井江町議会

平成29年第2回奈井江町議会臨時会

平成29年5月26日（金曜日）
午前10時00分開会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（9人）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	北 良 治
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
会 計 管 理 者	小 澤 克 則
まちづくり参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
くらしと財務課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
おもいやり課長	松 本 正 志
ふるさと商工課長	横 山 誠
ふるさと創生課長	石 塚 俊 也
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
町立国保病院事務長	杉 野 和 博
教育委員会事務局長	山 崎 静
代表監査委員	中 野 浩 二

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩 口 茂
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美 妃 代

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回臨時会、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で、定足数に達していますので、平成29年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番大関議員、8番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第3、議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

皆さん、おはようございます。

第2回臨時会ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から、一般会計の補正予算について説明をさせていただきます。

議案書の1頁をご覧ください。

議案第1号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年5月26日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表であります。歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金600万円を減額し3億2,413万1千円、21款町債600万円を追加し7億5,530万円、歳入合計であります。補正額は0とし、57億2,371万9千円。

歳出については、補正はございません。

第2表、地方債補正であります。

今回は変更でありまして、起債の目的は、温泉施設等大規模改修工事であります。

限度額につきましては、600万円を追加し1億5,340万円であります。

起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

今回提案致しますのは、温泉施設再開に向けた予算の補正であります。実施設計を経て町が行う改修、そして、指定管理者によります設備投資を協議する中、歳出における改修工事の予算組み替えと共に、歳入においては、この歳出予算の補正により過疎対策事業債の充当額が増額となりますので、財政調整基金からの繰り入れを減額計上するというものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出より説明を致しますので、6頁をご覧ください。

温泉施設等の管理運営に要する経費の予算組み替えの概要でございますが、1点目は、当初予算において需用費の修繕料として計上しておりました農業構造改善センターのアスベスト含有煙突の改修工事費の削減でございます。

温泉機械室のボイラーの更新に伴いまして、温泉側から改善センターへの暖房供給が可能となり、改善センターへの煙突改修が軽微なものになりました。

加えて、この改善センターのボイラー廃止は、後年度の更新経費の削減に繋がるものでございます。

2点目は、指定管理者自ら費用負担を行って実施をする設備投資についても、併せて協議を重ねて参りましたが、送迎用のバス等につきまして、指定管理者での対応が可能となったことから、車両関連の修繕料、それから備品購入費が不要となったものでございます。

この2点により、修繕料1,606万1千円、備品購入費2,870万円など、合わせ

て4, 500万円が減額となったところでありますが、温泉施設等の再開に向けた改修にあたりましては、老朽化に伴う施設機能の延命化、利用者の快適な入浴環境づくりを主眼に、ボイラー等機械設備、また、浴場や厨房の改修を中心に実施設計を行って参りましたが、より一層のサービス向上に繋がるトイレ等々の設備の更新、そして、改善センターへの暖房配管工事など、新たな改修経費が必要になったことから、今回、減額となりました4, 500万円につきまして、当初予算においてご決定を頂きました予算総額を超過しない範囲で、かつ過疎債の適債となる工事請負費への組み替えを行いたいとするものでございます。

改めて5頁をご覧頂きたいと思いますが、冒頭申し上げましたとおり、町債の過疎債において600万円の増額を行い、財政調整基金からの繰入を同額減額計上してございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

今回の追加した工事の内容については分かりましたけれども、当初計画では、浴槽を中心とした改修ということだったんですけれども、今回それに加えて、必要な部分をやるということなんですけれども、今回、当初の1億円以外の部分については、来年度以降、年次的に計画をもって進めるという話だったと思うんですね。

今回4, 500万円追加するわけですから、来年度以降の改修計画については、なくなるのかどうかお伺いしたいと思います。

もう1点につきましては、町民の皆さんから、早い再開を期待する声が随分聞かれるんですけれども、若干、私は今回の臨時議会の中で、入札等の話が出るのかなというふうに期待していたんですけれども、定例会以降、この再開に向けての今後の日程について、ご説明頂きたいと思います。

●議長

ふるさと創生課長。

●ふるさと創生課長

臨時会のご出席、大変お疲れさまでございます。

只今の大矢議員のご質問にお答え致します。

追加工事の関係でございますが、改修工事にあたりましては、利用環境の改善を主眼に、改修箇所について検討しているところでございますけれども、その主な内容につきましては、先ほどの副町長からの説明のとおり、トイレの改修等を予定しているほか、今のところ、露天風呂周辺的环境整備を行うというようなことで予定してございます。

この部分については、あくまでも指定管理者との協議の中で、バスの購入費というものを指定管理者の方が調達してくれるということもございまして、直接、サービスに繋がる部分の環境の整備という部分で町の方がバスの調達と振り替えて行うということで実施す

る予定でございます。

今後の改修予定という将来的な部分につきましては、前倒しで実施するという部分ではなくて、あくまでもサービスの向上に直接繋がる部分、将来的の改修につきましては、施設機能を将来的に維持していくための改修ということを主眼に置いた将来的な改修を今後進めていくということになろうかと思えます。

続きまして、再開の部分につきましては、当初から再開につきましては、11月の中旬頃を予定していたということでございますが、今回の改修を進めるにあたって、指定管理者との協議というものもございましたし、今後、今回の補正のご決定を受けまして、6月定例会において、議決のご決定を頂きたいと思っております。

その後、工事の発注を致しまして、10月末の工期を持って進めたいと思っておりますし、その後、11月中に、再開に向けた準備等を進めていく中で、できる限り早い再開を目指していきたいと思えますが、今のところ、指定管理者とも協議しながら決定することになろうかと思えますが、11月の下旬から遅くとも12月の中旬までには、再開したいという考えでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

大矢議員。

●8番

ありがとうございます。

今の話でありますと、11月中にはなんとかオープンしたいということなんですけれども、当初の約束どおり、11月の中旬にオープンできるように最善の努力を頂きたいと思えます。

●議長

その他ございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了致しました。

平成29年奈井江町議会第2回臨時会を閉会と致します。

大変ご苦労さまでした。

(10時11分)